

投・開票区およびポスター掲示場などの見直しを行います

合併にともない、投・開票区およびポスター掲示場などについて、地域の均衡に配慮した見直しを行い、その案について市民のみなさんから貴重なご意見をいただきました。

みなさんからのご意見を踏まえ再度検討した結果、4月9日（日）に実施する市長選挙から、下記のとおり投票区、開票区の区域や、ポスター掲示場の設置数、当日投票所閉鎖時刻の繰り上げなどの変更を行うこととしました。

1. 投票区の区域変更

見直し案では投票区を、現在の140投票区から78投票区へ変更することとしていましたが、「旧町村の投票区域の広域化による投票率の低下の懸念」などの意見から、投票所から遠隔となる集落について再検討し、基準を「①住居から投票所となる施設までの距離をおおむね4㎞以内とする。②投票所の規模は選挙人数100人以上とする」としました。その結果、変更後の投票区を86投票区とします。

	鳥取	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	計
現在の投票区数	49	13	8	16	11	10	12	7	14	140
見直し後の投票区数	42	7	3	8	4	4	7	4	7	86
比較	-7	-6	-5	-8	-7	-6	-5	-3	-7	-54

※鳥取地域の投票区は6ページを、そのほかの地域は各総合支所だより3月号をご覧ください。

2. 開票区の変更

現在ある3つの開票区については、上記の投票区数の減少と、昨年9月に行われた衆議院議員総選挙の実施状況から、投票箱送致時の開票所における混乱は避けられると判断し、1つの開票区とします。これにより、開票所が1カ所となり事務の効率化が図られるとともに従事者を削減します。

現在の開票区	第1	第2	第3
現在の開票所	鳥取市民体育館	用瀬地区保健センター	気高町体育館
見直し後の開票区	鳥取市全域		
見直し後の開票所	鳥取市民体育館		

3. 一部の投票所での閉鎖時刻の繰り上げ

開票所を1カ所にするにとともに、遠隔地域の投票所から投票箱を送致するには時間がかかります。しかし、開票開始時刻を大幅に遅らせることはできないため、開票所からおおむね15㎞以上離れた投票所については、閉鎖時刻を1時間繰り上げます。

	鳥取	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	計
見直し後の繰り上げ投票所数	3	3	0	4	4	4	7	4	7	36

※鳥取地域の繰り上げを行う投票所は6ページを、そのほかの地域は各総合支所だより3月号をご覧ください。

4. ポスター掲示場の設置数の変更

ポスター掲示場は、投票区の数に基づいて公職選挙法で定められていますが、特別な事情がある場合は法令に基づき、その総数を減らすことができます。

そこで経費削減などの観点から1集落に1カ所を原則とし、法定数670カ所に対し63カ所減の607カ所に設置します。

■戦傷病者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹（特別項症）第2項症）▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸（特別項症）第3項症）

■介護保険の被保険者証の交付を受けている人

▽要介護区分（要介護5）

〈郵便投票の代理記載〉

郵便投票の要件を満たす人で、次の①または②に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙へ記載をもらうことができます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が1級の人
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの人

問い合わせ先

鳥取市選挙管理委員会
事務局（福祉文化会館内・西町二丁目311）
☎(0857)20-3386
☎(0857)20-3051
電子メール senkan@city.tottori.tottori.jp